

定員は増加する。
人手上の都合もあり、移り生機物と一揆りしない人手もありの事例

貿易廳總務局農林連絡部設置要領（三三・九・六）商工省

一、貿易廳總務局農林連絡部は、農林畜水產物及び飲食料品の生產、配給及び消費並びに農畜、水產業專用物品の生產（炭酸カルシウム以外の化學肥料、農機具、漁網鋼、漁船及び漁船用機関の生產を除く。）配給及び消費に関する行政との連絡調整を図ることを目的とする。

二、貿易廳總務局農林連絡部は、貿易廳總務局にこれを置く。農林連絡部長は、商工大臣がこれを任命する。

三、貿易廳總務局農林連絡部に所要の職員若干名を置く。

四、貿易廳總務局農林連絡部の設置は、差し当り現行官制の改正によらず臨時機構としてこれ

を設ける。